平成２４年（フ）第１５３２号
京都市山科区小山中ノ川町43番地　コミュニティー41―117号、前住所大阪府枚方市釈尊寺町19番８―302号
債務者　田原　徹夫
1　決定年月日時　平成25年１月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月19日まで　京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２４年（フ）第１５３９号
京都市伏見区竹田田中宮町34番地　市住１棟702号
債務者　草間　光哲
1　決定年月日時　平成25年１月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月19日まで　京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２５年（フ）第７号
兵庫県姫路市網干区和久387番地３
債務者　山田規洋子（旧姓坂）
1　決定年月日時　平成25年１月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月19日まで　神戸地方裁判所姫路支部

平成２５年（フ）第１３号
兵庫県加古川市加古川町美乃利36番地の６
債務者　吉留巳代子（旧姓山本）
1　決定年月日時　平成25年１月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月19日まで　神戸地方裁判所姫路支部

平成２４年（フ）第９７１号
広島市安佐南区高取南２丁目14番７号
債務者　荒神　信子
1　決定年月日時　平成25年１月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月19日まで　広島地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第１１８９号
広島市西区都町24番18―201号
債務者　西河尚奇こと　許　　尚奇
1　決定年月日時　平成25年１月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月19日まで　広島地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第１２３３号
広島県東広島市西条町御薗宇647番地154
債務者　兼清　幸美
1　決定年月日時　平成25年１月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月19日まで　広島地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第１２３４号
兵庫県宝塚市小林１丁目１番29号　サカセ川ハイツＣ202、申立時の住所広島県廿日市市新宮１丁目３番17号　202
債務者　西峯　純子（旧姓福田）
1　決定年月日時　平成25年１月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月19日まで　広島地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第１２９８号
広島市西区井口鈴が台３丁目３番30―203号　鈴が台マンションＨ棟
債務者　松永たず子
1　決定年月日時　平成25年１月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月19日まで　広島地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第３０８号
佐賀県佐賀市多布施４丁目18番231号
債務者　野口　久義
1　決定年月日時　平成25年１月16日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月19日まで　佐賀地方裁判所民事部破産係

平成２４年（フ）第３２３号
佐賀県佐賀市神野西４丁目４番５号
債務者　飯盛真由美
1　決定年月日時　平成25年１月16日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月19日まで　佐賀地方裁判所民事部破産係

平成２４年（フ）第３３１号
佐賀県佐賀市高木瀬東１丁目９番17号
債務者　朽網　　寛
1　決定年月日時　平成25年１月16日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月19日まで　佐賀地方裁判所民事部破産係

平成２５年（フ）第１号
北海道苫小牧市緑町１丁目23番18号　ベルデハイムⅡ101
債務者　下田　竜也
1　決定年月日時　平成25年１月21日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月21日まで　札幌地方裁判所苫小牧支部

平成２４年（フ）第６５６号
千葉県鎌ケ谷市軽井沢2157番地
債務者　吉永　安子
1　決定年月日時　平成25年１月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月21日まで　千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２４年（フ）第７２０号
千葉県松戸市二ツ木15番地の２
債務者　石崎　利夫
1　決定年月日時　平成25年１月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月21日まで　千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２４年（フ）第８００号
千葉県松戸市小金原９丁目28番地の１　第２湯浅マンション207号
債務者　小原　峰子
1　決定年月日時　平成25年１月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月21日まで　千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２４年（フ）第８１８号
千葉県我孫子市中峠1296番地の２―101号　平川荘
債務者　宮本　裕光
1　決定年月日時　平成25年１月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月21日まで　千葉地方裁判所松戸支部民事部